



平成26年度 島原地域広域市町村圏組合 事務局職員（保健師）採用試験要綱

島原地域広域市町村圏組合は、島原市、雲仙市及び南島原市の3市が連携協力して、各構成市の枠を超えた広域的な行政事務を行うために設立された一部事務組合です。

- 1 受付期間** 平成26年7月18日（金）～平成26年8月15日（金）まで
（郵送の場合は、平成26年8月15日までの消印有効。また、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日以外の8時30分から17時15分まで）
- 2 受付場所** 長崎県島原市有明町大三東戊1327
島原市役所有明庁舎3階 事務局総務課
- 3 試験職種、受験資格及び採用予定人員**

| 採用部局 | 試験職種 | 受 験 資 格 | 採 用 予 定 数 |
|------|------|--|--------------|
| 事務局 | 保健師 | 昭和50年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者、又は平成26年度実施の国家試験で取得見込みの者 | 若干名 |

※ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に該当する者
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 島原地域広域市町村圏組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容等

【試験職種：保健師】

(1) 第一次試験

| 試験種別 | 試験の内容 | |
|------|----------------------|---|
| 体力試験 | 立ち幅とび、握力、反復横とび、起き上がり | |
| 学力試験 | 教養試験 | 公務員として必要な一般的知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験 【出題分野】 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 |
| | 専門試験 | 職務遂行に必要な専門的知識、技術等の能力についての多肢選択式による筆記試験 【出題分野】 公衆衛生看護学、疫学、保険統計学及び保険医療福祉行政論 |
| | 職場適応性検査 | 職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面からみる検査 |
| | 作文試験 | 職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験 |

(2) 第二次試験

第二次試験は、第一次試験合格者について個別面接試験を実施します。また、第二次試験については、胸部疾患の有無、視力、その他職務遂行に必要な健康度の有無の検査のため、医療機関で受診した健康診断書を提出していただきます。

5 試験の日時、場所及び合格者発表

| 試験種別 | | 試験日時 | 試験場所 | 合格者発表 |
|-------|------|---|-----------------------|-----------------------|
| 第一次試験 | 体力試験 | 平成26年9月20日(土) 受付開始 13時～13時30分 試験開始 14時 | 島原市有明農業者トレーニングセンター | 合格、不合格にかかわらず文書で通知します。 |
| | 学力試験 | 平成26年9月21日(日) 受付開始 9時(着席9時40分) 試験開始 10時 | 島原市有明総合文化会館(グリーンウェーブ) | |
| 第二次試験 | | 第一次試験合格通知の際にお知らせします。 | | |

※ 体力試験当日は、運動のできる服装及び体育館シューズを準備してください。

※ 学力試験当日は、筆記具を持参してください。

6 申込方法

(1) 提出書類

採用試験申込書・受験票

(2) 申込方法及び注意事項

- ① 採用試験申込書・受験票には、必要事項を記入の上、受験票の郵便はがき欄に、受験者のあて先を明記し、52円切手を貼付して提出してください。
- ② 試験採用申込書には、必ず写真を貼ってください。写真がない場合は受付できません。[写真は帽子をかぶらないで正面から上半身を映した写真（申込前6ヶ月以内に撮影）で、本人とはっきりわかるもの]
- ③ 申込書を郵送される場合は、封書（簡易書留扱い）にしてください。
- ④ 採用試験申込書・受験票を提出された後、申し込み受付期間終了後に受験票を返送しますので、試験当日に受験票を持参してください。

7 採用及び給与

- (1) 最終合格者は、平成27年4月1日から島原地域広域市町村圏組合職員に採用する予定です。
- (2) 給与については、島原地域広域市町村圏組合の一般職の職員の給与に関する条例により支給します。採用時における初任給は、おおむね次のとおりです。

短大卒（2年制） 152,800円

なお、大学卒及び職歴等がある場合は、一定の基準により加算される場合があります。

また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

8 その他

- (1) 採用試験申込書を郵送で請求される場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封してください。
- (2) 受験申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報、島原地域広域市町村圏組合職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。
- (3) この試験について、ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

島原地域広域市町村圏組合事務局総務課

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327（島原市役所有明庁舎3階）

TEL：(0957)61-9100

ホームページ <http://www.shimabara-area.net/site/>